



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県税条例の規定による申告等の期限の延長（税務課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） 2
- 沖縄県県民の森の利用料金の承認（森林管理課） 2
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金の承認（ものづくり振興課） 3
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） 5
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課） 6
- 港湾隣接地域の指定（港湾課） 6
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課） 7

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・暮らし安全課） 8
- 毒物劇物取扱者試験の実施（薬務疾病対策課） 8
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 8
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課） 10

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 11

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・2件 11
- 使用の裁決手続開始の決定 12

正 誤

- 平成28年 3月31日付け公報号外第 6号中訂正 13
- 平成28年 3月31日付け公報号外第11号中訂正 13

告 示

沖縄県告示第238号

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号。以下「条例」という。）第11条の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、熊本県の市町村に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成28年 4月14日以降に到来するものについては、条例第18条第1項第1号及び第2号の規定により課する個人の県民税、第109条第1項の規定により課する自動車取得税並びに第143条第2項及び第204条第1項の規定により証紙徴収（条例第143条第4項及び第204条第2項の規定による普通徴収を含む。）の方法によって徴収する自動車税及び狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

平成28年 5月10日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

沖縄県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。
平成28年 5月10日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
つる薬局	宜野湾市真栄原三丁目7番8号	平成28年2月1日
とくりん薬局前田店	浦添市字前田1152番地5	平成28年3月4日
訪問看護ステーションぶどうの木	南城市大里字嶺井515番地4S-1	平成28年3月11日

沖縄県告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。
平成28年 5月10日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
つる薬局	宜野湾市真栄原三丁目7番8号	平成28年1月31日
医療法人海邦会石垣皮ふ科	石垣市字平得西原135番地5	平成28年1月31日

沖縄県告示第241号

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県県民の森の利用料金を承認した。
平成28年 5月10日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 施設の名称 沖縄県県民の森
- 2 指定管理者 名護市字宇茂佐913番地の2 沖縄北部森林組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成28年4月1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設

施設	区分	利用料金の額
キャンプ場	宿泊	1区画につき 900円
	日帰り	1区画につき 450円
テニスコート	児童・生徒	1面1時間（1回）につき 220円 回数券11回分 2,200円
	一般・学生	1面1時間（1回）につき 460円 回数券11回分 4,600円
パークゴルフ場		1人1時間につき 400円

広場（スポーツの森、草スキー場、モトクロス場、中央広場及び樹木園に限る。）	1面1時間につき 600円
研修室	1時間につき 500円
シャワー室	1回につき 100円

備考 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものがキャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、宿泊利用にあつては1区画につき700円、日帰り利用にあつては1区画につき300円とする。

(2) 備品

備品	利用者	利用料金の額
キャンプ用テント	児童・生徒	1張1泊につき 2,000円
	一般・学生	
自転車	児童・生徒	1人1時間につき 200円
	一般・学生	1人1時間につき 300円
草スキー用具	児童・生徒	1人1時間につき 350円
	一般・学生	1人1時間につき 700円
テニス用具	児童・生徒	一式（ラケット2本、ボール2個）1時間につき 70円
	一般・学生	一式（ラケット2本、ボール2個）1時間につき 150円
グランドゴルフ用具	児童・生徒	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 90円
	一般・学生	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 190円
パークゴルフ用具	児童・生徒	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 100円
	一般・学生	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 200円

備考 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものが、キャンプ用テントを使用する場合の利用料金の額は、1張1泊につき1,500円とする。

沖縄県告示第242号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）第15条第3項の規定により、次のとおり沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金を承認した。

平成28年 5月10日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 施設の名称 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
- 2 指定管理者 バイオセンター運営共同事業体
 代表者 株式会社沖縄TLO 西原町字千原1番地琉球大学産学官連携推進機構内
 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎7番地7
- 3 利用料金の適用年月日 平成28年4月1日
- 4 利用料金の額
 (1) 施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
----	----	--------

第1会議室	1室1時間につき	600円
第2会議室	1室1時間につき	450円
第3会議室	1室1時間につき	670円
小会議室	1室1時間につき	110円
研修室	1室1時間につき	1,050円
研究室	1平方メートル1月につき	2,160円
実証室	1平方メートル1月につき	820円

(2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研修室等	液晶プロジェクター	一式1時間につき	1,260円
	アンプ	同	500円
	ワイヤレスマイク	同	400円
会議室等	第1会議室冷房設備	1時間につき	400円
	第2会議室冷房設備	同	290円
	第3会議室冷房設備	同	450円
	小会議室冷房設備	同	80円
	研修室冷房設備	同	700円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
分析機器室等	自動細胞解析装置	一式1時間につき	2,960円
	蛍光マイクロプレートリーダー	同	330円
	可視・紫外分光光度計	同	170円
	蛍光分光光度計	同	610円
	高速液体クロマトグラフ	同	930円
	キャピラリー型高速液体クロマトグラフ	同	1,130円
	タンデム型質量分析装置	同	3,040円
	GC-質量分析装置	同	1,240円
	FT-赤外分光光度計	同	570円
	遠心分離器	同	870円
	純水・超純水製造装置	同	290円
	製氷器	同	160円
	ウサギ用自動飼育ユニット	同	580円
	ラット用自動飼育ユニット	同	630円
	マウス用自動飼育ユニット	同	600円
	DNAシーケンサー	同	2,970円
	蛍光イメージスキャナー	同	170円
	バイオアナライザー	同	700円
	プロテインシーケンサー	同	2,530円
	TOF-質量分析装置	同	2,750円
	核磁気共鳴装置	同	7,950円
	飛行時間型タンデム質量分析装置	同	7,210円
	液体クロマト四重極質量分析装置	同	5,730円
	円二色性分散計	同	2,840円
	光散乱検出高速液体クロマトグラフ	同	1,860円
	タンパク質解析用高速液体クロマトグラフ	同	1,880円
	旋光計	同	660円
	試験研究用凍結乾燥機	同	480円
	クリーンベンチ	同	220円
	オートクレーブ	同	240円
	アミノ酸分析装置	同	840円
	蛍光顕微鏡	同	700円
分取高速液体クロマトグラフ	同	630円	

	キャピラリー電気泳動装置	同	590円
	水分活性測定装置	同	260円
	リアルタイムPCR	同	240円
	レオメーター	同	220円
実証室	抽出装置（高速かくはんタンク）	同	610円
	連続遠心分離器	同	2,750円
	限外ろ過装置	同	1,950円
	電気透析装置	同	2,330円
	ストレージタンク	同	440円
	逆浸透膜濃縮装置	同	2,740円
	連続殺菌装置	同	2,060円
	充填包装機	同	2,220円
	イオンクロマトグラフ	同	840円
	粗粉粉碎機	同	460円
	微粒粉碎機	同	820円
	滅菌装置	同	1,560円
	大型純水製造装置	同	1,050円
	打錠試験機	同	1,710円
	ニーダー	同	580円
	顆粒機	同	770円
	培養タンク	同	1,500円
	ディスク型遠心分離器	同	1,630円
	実証用凍結乾燥機	同	3,890円
	ドラム式製麴装置	同	2,310円
	ジャーフェーマンター	同	2,280円
	小型凍結乾燥機	同	1,490円
	送風定温乾燥機	同	110円
	冷却水循環装置	同	50円
	液体充填機	同	360円
	X線異物検出機	同	320円
	低温乾燥機	同	270円
	データロガー	同	190円
	電解水生成装置	同	20円

備考

- 1 利用料金が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成28年5月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 110号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
------	----	-------	----

旧	名護市済井出1003番1から 名護市済井出1005番1まで	14.3m ~ 15.5m	92.4m
新	名護市済井出1003番1から 名護市済井出1005番1まで	14.4m ~ 44.9m	92.4m

沖縄県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成28年5月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真地久茂地線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市字寄宮151番2から 那覇市松尾2丁目96番まで	7.5m ~ 61.2m	1644.1m
新	那覇市字寄宮151番2から 那覇市松尾2丁目96番まで	20.0m ~ 61.2m	1644.1m

沖縄県告示第245号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年5月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 公共測量を実施した地域 宜野座村字松田及び字惣慶地区
- 2 公共測量を実施した期間 平成27年7月29日から平成28年3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第246号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年5月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 公共測量を実施した地域 糸満市字与座
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年2月4日から同年3月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（境界測量）

沖縄県告示第247号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、港湾隣接地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年 5月10日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 港湾名及び地区名 中城湾港川田地区
- 2 指定地域 中城湾港川田地区 基点1と基点1から180度00分00秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線、基点1から基点26までを順次直線で結んだ線、基点26と基点26から239度36分59秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線及び水際線により囲まれた陸域
基点1 三等三角点(儀2)古謝(北緯26度20分33秒6752、東経127度49分55秒9992)から85度09分17秒3,005.347メートルの地点
基点2 基点1から102度53分16秒10.926メートルの地点
基点3 基点2から102度13分12秒5.013メートルの地点
基点4 基点3から107度20分12秒5.081メートルの地点
基点5 基点4から136度24分34秒88.309メートルの地点
基点6 基点5から163度29分03秒2.512メートルの地点
基点7 基点6から136度43分00秒3.611メートルの地点
基点8 基点7から135度53分06秒67.196メートルの地点
基点9 基点8から135度32分13秒42.630メートルの地点
基点10 基点9から122度50分49秒6.069メートルの地点
基点11 基点10から56度47分50秒99.673メートルの地点
基点12 基点11から86度28分18秒15.096メートルの地点
基点13 基点12から116度46分55秒6.383メートルの地点
基点14 基点13から140度14分19秒15.962メートルの地点
基点15 基点14から152度13分15秒24.460メートルの地点
基点16 基点15から147度41分42秒40.954メートルの地点
基点17 基点16から147度55分16秒60.067メートルの地点
基点18 基点17から154度15分13秒5.071メートルの地点
基点19 基点18から148度01分08秒24.672メートルの地点
基点20 基点19から147度56分31秒22.407メートルの地点
基点21 基点20から147度42分07秒13.234メートルの地点
基点22 基点21から148度02分39秒14.809メートルの地点
基点23 基点22から149度00分46秒14.321メートルの地点
基点24 基点23から151度14分35秒14.371メートルの地点
基点25 基点24から150度31分01秒16.752メートルの地点
基点26 基点25から149度37分15秒19.536メートルの地点
- 3 指定年月日 平成28年 5月10日

沖縄県告示第248号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年 5月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 組合の名称 八重瀬町富盛田園土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 八重瀬町字東風平1426番地の20
- 3 施行地区 八重瀬町字富盛真嘉武門原、島之前原及び川田原の各一部
- 4 事業施行期間 平成5年1月26日から平成29年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成5年1月18日
- 6 変更の内容 組合の事務所の所在地を「八重瀬町字東風平1426番地の20」から「八重瀬町字東風平1188

番地」に変更する。

7 変更認可の年月日 平成28年 4月19日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年6月17日まで縦覧に供する。

平成28年 5月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 申請のあった年月日 平成28年 4月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人万国津梁人財ネットワーク
- 3 代表者の氏名 瀬名波榮喜
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市安謝2丁目2番12号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内の留学経験者・国際交流関係者や沖縄に留学中の外国人等に対して、相互交流とネットワーク化の促進、ビジネスや就職の支援などに関する事業を行うことで、これらの人々に活躍の場とチャンスを提供し、国際的に活躍できる人財の育成と、世界各国との文化交流・ビジネス交流拠点としての沖縄の発展に寄与することを目的とする。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成28年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成28年 5月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年 8月 9日（火曜日）午前10時から正午まで
 - (2) 場所
 - ア 沖縄県市町村自治会館 沖縄県那覇市旭町116番地37
 - イ 沖縄県宮古保健所 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476番地
 - ウ 沖縄県八重山保健所 沖縄県石垣市字真栄里438番地
- 2 試験の種類
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験
 - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 3 受験手続 受験願書を平成28年6月13日（月曜日）から同月20日（月曜日）までに、県内居住者にあつては住所を管轄する保健所に、県外居住者にあつては沖縄県保健医療部薬務疾病対策課に提出すること。ただし、土曜日又は日曜日は受験願書を受け付けないこと。
- 4 その他 詳細については、沖縄県保健医療部薬務疾病対策課（電話番号098-866-2215）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成28年 5月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年12月17日
(2) 商号名 誠和工業
(3) 代表者名 平良誠
(4) 所在地 浦添市字伊祖五丁目8番14号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第9692号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年12月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年12月21日
(2) 商号名 南西空調設備株式会社
(3) 代表者名 久高将泰
(4) 所在地 那覇市銘苅1丁目10番12号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第3099号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年12月4日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年12月21日
(2) 商号名 有限会社宮古舗道
(3) 代表者名 根間玄一郎
(4) 所在地 宮古島市平良字下里3107番地30
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23)第6455号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年12月4日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年12月21日
(2) 商号名 有限会社千代田開発
(3) 代表者名 与那覇一輝
(4) 所在地 宮古島市平良字久貝1047番地22
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第6527号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年12月4日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成27年12月21日
(2) 商号名 有限会社ミツル
(3) 代表者名 並里美和
(4) 所在地 糸満市字豊原468番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第10213号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年12月9日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成27年12月21日
(2) 商号名 ゼニスプラザ株式会社
(3) 代表者名 津波利次
(4) 所在地 那覇市古島1丁目26番1号サンサンビル2階
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第12530号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年12月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 平成27年12月21日
(2) 商号名 有限会社盛工藝
(3) 代表者名 糸満盛厚
(4) 所在地 糸満市阿波根873番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第11886号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年12月10日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成27年12月24日
(2) 商号名 有限会社広栄開発
(3) 代表者名 儀間浩二
(4) 所在地 宮古島市平良字松原567番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24) 第6254号、沖縄県知事 許可(般-24) 第6254号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年11月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年 1月 6日
(2) 商号名 有限会社鳶石川組
(3) 代表者名 石川清
(4) 所在地 うるま市石川東山二丁目25番7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第10971号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年12月9日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年 1月 6日
(2) 商号名 宜野座建設株式会社
(3) 代表者名 仲程博
(4) 所在地 宜野座村字惣慶1760番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第2484号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年12月11日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分及び臨港地区の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年 5月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 日時 平成28年 5月24日 午後7時開始
- 2 場所 曙小学校地域連携室 那覇市曙2丁目18番1号
- 3 都市計画の変更の案の概要 泊・新港臨港地区における港町4丁目地区について、市街化区域及び臨港地区を変更する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課(意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しません。)

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定内容の変更があった。

平成28年 5月10日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
(新) 医療法人ユカリア沖縄 かなな 病院 (旧) 医療法人ほくと会北部病院	国頭郡宜野座村字漢那469番地	平成27年10月1日
中部徳洲会病院	(新) 中頭郡北中城村アワセ土地区画 整理事業地内2街区1番 (旧) 沖縄市照屋三丁目20番1号	平成28年4月1日

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 5月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 南城都市計画道路事業3・4・1号南部東道路
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
南城市玉城字糸数世利田原	622番1	原野	7,764	7,768.72	2,573.02	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK100、B101、T425、T401、B102、T400、B103、B104、B105、B106、B107、K57、TY285、TY286、K54、B108、B109、B110、B111、B112、B113、B114、K115、G82、G56、TY295、Y296、TY297、K53、B84、B85、B86、B87、B88、B89、B90、B91、B92、B93、B94、B95、B96、T600、T601、T602、T603、T604、T605、B97、B98、K99及びK100の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
当山強	那覇市字与儀380番地13

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行 代表取締役 金城棟啓	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	根抵当権 平成23年4月26日第14019号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年 4月14日

沖縄県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 5月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 南城都市計画道路事業 3・4・1号南部東道路
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
南城市玉城字糸数世利田原	622番2	用悪水路	2.28	2.34	0.60	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK115、K118、TY295、G56、G82及びK115の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
当山強	那覇市字与儀380番地13

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年 4月14日

沖縄県収用委員会告示第11号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 5月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
中頭郡北谷町字上勢頭平安山下油原	357番	畑	1,043.00	1,043.08	1,043.08

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
名嘉富子	北谷町字桑江606番地8	6分の1
田仲有	北谷町字上勢頭553番地1	6分の1
宮良君子	北中城村字島袋530番地13	6分の1
田仲勉	埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘三丁目5番1号	6分の1

呉屋紀子	東京都狛江市岩戸北1丁目7番1号セボンコルティール狛江112	6分の1
田仲仁	西原町字翁長920番地の45（勤住協翁長団地）	6分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行 代表取締役 金城棟啓	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	抵当権 昭和30年11月9日第6043号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年4月14日

正 誤

平成28年3月31日付け公報号外第6号掲載の「教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則（沖縄県教育委員会規則第7号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
16	上から7	教育職員免許状の更新等に関する規則	教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則

平成28年3月31日付け公報号外第11号掲載の「生活保護法施行細則の一部を改正する規則（沖縄県規則第47号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
14	上から17	「福祉保健所受理月日」を「福祉事務所受理月日」	「福祉保健所受理年月日」を「福祉事務所受理年月日」
14	上から21	「福祉保健所受理月日」	「福祉保健所受理年月日」
14	上から22	「福祉事務所受理月日」	「福祉事務所受理年月日」
14	上から25	「福祉保健所受理月日」を「福祉事務所受理月日」	「福祉保健所受理年月日」を「福祉事務所受理年月日」
14	下から12	「福祉保健所受理月日」を「福祉事務所受理月日」	「福祉保健所受理年月日」を「福祉事務所受理年月日」
14	下から20	「福祉保健所受理月日」を「福祉事務所受理月日」	「福祉保健所受理年月日」を「福祉事務所受理年月日」

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14</p>
--	--